

## 総合計画市民検討協議会 第7回報告書（生活・環境 部会）

記録者	本間 雄士		場所	市役所北庁舎第1～3会議室	
開催日時	平成24年5月12日（土） 午前9時30分～正午				
出席者 (9名)	青野 まり	伊藤 盛敏	大崎 清見	住崎 岩衛	
	筒井 孝敏	宮野 貴司			
	菅原 一修	本間 雄士	矢島 彩子		
傍聴者	なし（）				

### 1. まちづくりの基本理念について

見直しの視点	以下の視点をまちづくりの基本理念にすることを提案する。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「心のふれあい」           <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもから高齢者まで、世代を超えた市民と市民のつながり（心のふれあい=絆）を大切にする。</li> </ul> </li> <li>○「生きがい」           <ul style="list-style-type: none"> <li>・心のふれあいを通じて、市民一人ひとりが地域の中での「生きがい」を見つけられるようになる。</li> </ul> </li> <li>○「地域力」           <ul style="list-style-type: none"> <li>・心のふれあいや市民一人ひとりの生きがいを活かして、環境や防災・防犯などそれぞれの問題に対応できる地域力を育てる。</li> </ul> </li> <li>○その他           <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の視点に立った基本理念であること。</li> </ul> </li> </ul>

### 2. 都市像の見直しについて

見直しの視点	現行の都市像「心ふれあう 緑ゆたかな 住みよいまち」を継承しつつ、次の視点を追加することを提案する。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「市民が参画し、行政と共同して進めるまちづくり」           <ul style="list-style-type: none"> <li>市民が主体となり、市民の目線で行政と共にまちづくりを進めていく。</li> </ul> </li> <li>・「市民一人ひとりの個性を生かしたまちづくり」           <ul style="list-style-type: none"> <li>市が提供するツールを利用して、市民がそれぞれの個性を生かし、伸ばせるよう行政がサポートする。</li> </ul> </li> <li>・「情報共有」           <ul style="list-style-type: none"> <li>市民にとって必要な情報は、世代間や新旧の住民の隔たりなく、同じように共有できる仕組みが大切である。</li> </ul> </li> <li>・その他           <ul style="list-style-type: none"> <li>「自然や農地を大切にするまちづくり」「歴史や文化を誇れるまちづくり」「安全・安心のまちづくり」はこれまでどおり変えなくて良い。</li> </ul> </li> </ul>

### 3. まちづくりの主な課題

見直しの視点	(1) 循環型社会の構築
	<p>基本構想に示されている循環型社会の構築については、地球規模で常に抱える問題であり、今後も対策を講じる必要がある。「環境問題」というとマクロからミクロまで問題が山積しており、理解をどう深めていくかが課題である。</p> <p>○ごみ対策</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ごみ改革により、ごみ減量・リサイクル推進には大きな効果があったがそれを一過性のものとせず、市民・行政・生産者（事業者）がそれぞれの立場で継続的に努力することが必要である。</li><li>・市民は、更なるごみ分別の徹底に努める。利便性を求めるだけでなく、環境に意識した生活をする。</li><li>・生産者は生産段階でごみ抑制に責任を持つ。すぐごみになるものはなるべく生産しない。事業者も減量化・資源化の意識を持つ。</li><li>・行政は、市民の疑問を解消するため、積極的に情報発信していくとともに、ごみ減量の意欲を高めるようなツールを提供する。</li></ul> <p>○3 R の徹底</p> <p>現計画の課題では、3 R の推進（特に Reuse・再利用）が盛り込まれていないため追記する。</p> <p>○人間と自然との共生</p> <p>市民（人間）による目線だけではなく自然（生態系）への配慮も必要である。小さいころからの教育により正しい知識を持つことが大切といえる。また、従来の自然を守るため、行政は害獣や外来生物の蔓延に対する対策を講じる必要がある。</p>
	(2) 地域の高度情報化の推進
	<p>市民を取り巻く情報通信技術については、現計画策定時から、さらに向上しており、新しいサービスの創出、市民の利便性の向上に向けては、今後も積極的に取り入れるべきである。</p> <p>しかしながら、次のような課題が発生していることに着目し、それに向けた配慮が重要である。</p> <p>○高度情報化に依存しない仕組み</p> <p>情報技術に依存しすぎるあまり、文字を忘れる、道を覚えられないなど、これまで人として備えていたものが失われている。また、昔からの人と人とのつながり（直接的なコミュニケーション）も薄れている。こうした課題に配慮した取組みが必要である。</p> <p>○情報弱者（不平等）を作らない仕組み</p> <p>高齢者や子どもなど、情報化に追いつかない人がいることを認識し、その情報格差（不平等）を埋めるため、行政は必要な情報を積極的に発信していく。災害時など、情報の格差によって人の命が左右されてしまうようなことがあってはならない。</p>

#### 4. 土地利用

見直しの視点	<p>○緑地・農地の保全 ・できる限りの緑地を残していく。また、残っている緑地は、残すだけではなく有効に活用し、緑地の保全を中心としたまちづくり、都市開発を進める。 ・農地と用水路の保全は、土地利用の根幹を担うものである。農地減少の最大の要因である相続税問題の解消に向けて取組むとともに、農地・用水路の多面的機能を改めて見直し、市民に情報発信する。</p> <p>○都市計画 人口の増加により、市街地の高層化が進んでいるが、効率的・計画的な開発をすべきである。行き過ぎた用途地区の緩和、違反建築物の看過をせず、スポットパークや植栽などを確保したまちづくりを行う。</p> <p>○コミュニティへの活用 遊休地については、緑道やドッグラン、災害時や環境等のイベントで活用できるコミュニティの場として積極的に活用し、地域のつながりづくりに役立てるべきである。</p>
--------	---

事務局への連絡事項	特になし
-----------	------